

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

第163回

く、都市計画法上の規制はない。

横須賀市では市街化調整区域に面積500m²以上の資材置き場を設置する場合は、「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づき、市長へ承認申請が必要となる。承認の基準は、①透過性のある堀、フェンス等

学生たちの視点と発見

【学生の目】

私が在住している市原市の資材置き場(写真)が気になり、調べることにした。気になった理由は、周囲の住宅とは用途も景観もアンバランスだからだ。

当地区は市街化調

整区域に指定されて

おり、資材置き場には建築物は存在しなかった。市街化調

飛散防止策などの設置条件を

整区域で建築物を建築し、中には資材を置く場合は、都市計画法に基づいて建築許可が必要である(43条)。一方、単に資材を置くだけで

あれば建築行為でも開発行為でもないよう適正に維持管理することである(市ホームページ)。

市原市では市街化調整区域の土地利用の方針として、ア・優良な農地

災害防止の観点から必要な市街化の

井部 周斗

不動産学部4年



資材置き場の防災

抑制に関する方針、ウ・自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針、エ・秩序ある都市的的土地利用の実現に関する方針の4つが示されている(市ホーミページ)が、いずれも漠然としたもので、横須賀市のような

具体的な基準はない。

写真の資材置き場は、市原市区域内に、面積の10%以上の緑地を確保する、③設置者と使用者を記載



柵のない資材置き場には多くの問題点が…

した耐久性のある表示板を設置する、④資材の堆積の際の安全確保措置を講ずる、⑤騒音、振動、粉塵等

要件に適合しない。

この資材置き場に対して特に感じた不安は、近頃頻発している天災での発生により、周辺環境を悪化させないよう適正に維持管理することである。竜巻があれば資材が飛散し、

建物を建てる土地利用に対して都

市計画法や建築基準法が規律する一

方、「露地」の土地利用は「放免」される。防災の観点から両者に差異はなく、むしろ耐震基準に合致する

建物において安全性が高い。露地利用の管理責任を再確認したい。